

京都市職員の服務監察に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年4月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第5号

京都市職員の服務監察に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の服務監察に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「規定する局」の右に「(以下「局」という。)」を加える。

第5条第2項の表以外の部分中「者」の右に「(監察主任、監察副主任又は監察副主任補となる職が同一の局等において複数あるときは、当該局等の長が指定した者)」を加え、同項の表中「京都市事務分掌条例第1条に規定する」を削り、「庶務担当部の部長又は庶務担当室の室長」を「局の所属職員の労務管理を担当する部長、室長又は担当

部長」に、

労務管理を担当する課長	労務管理を担当する係長
次長	
労務管理を担当する課長	

を

局の所属職員の労務管理を担当する課長又は担当課長	局の所属職員の労務管理を担当する担当課長補佐、係長又は担当係長
次長	庶務係長
総務課長	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務局監察室)